

資料9－1 熱供給に関する資料【令和5年1月修正版】

現時点での熱供給に関する条件を以下に示す。

詳細は実施設計時に新ごみ焼却施設と調整し、設定すること。

- ・温水取合点での温水の変動範囲：上限 100°C

温水取合点での返送温水の温度：40°C程度

屋外配管：取合部配管径 65A（新ごみ焼却施設との取合部配管径）

取合配管以降については事業者にて配管径及び材質を提案のこと。

高低差：配管取り合い点から温水循環ポンプ位置までの高低差は約 32m

場外用温水循環水量（ポンプ揚程および吐出量含む）：事業者にて提案のこと。

（参考：新ごみ焼却施設側での最大熱交換量 2,900MJ/h とし、300L/min 程度の想定）

- ・温水には上水を補給水として使用。循環水の補給は新ごみ焼却施設側にて実施予定
- ・配管の長寿命化のため、温水循環水系統は閉ループ機構とすること。
- ・新ごみ焼却施設側との信号送受信用のため、熱供給管取合地点のプレボックスにて信号線の取合を行うこと。取合地点以降の信号線については材料・工事共に事業者にて施工すること。信号数・内容については別途新ごみ焼却施設側との協議の上決定すること。
- ・温水循環系統の初期水張りを含む温水循環水系統の運用に際しては、新ごみ焼却施設側と密に連携を取り、業務の偏りが無いよう協力すること。
- ・熱利用量（温水循環水からの抜熱量）については、夜間利用や営業時間外を含め、極力平均化するような計画とすること。
- ・新ごみ焼却施設が、1年に一度程度、新ごみ焼却施設側の熱交換器内の温水を抜き、内部点検及び清掃を実施予定（第一種圧力容器に掛かる法定点検）。その際、新ごみ焼却施設側の熱交換器直近の弁にて配管と縁切りするため、温水循環系統全量の水抜きはしない。
- ・温水循環水配管の維持補修は事業者所掌とする。
（スケール等発生時は配管洗浄等を事業者にて実施のこと。）
- ・新ごみ焼却施設側にて温水循環水の水質管理（定期的なブロー、水質測定、薬品注入）を行うことを想定している。